



議題

2026年度事業の取組方針について

議題① 文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」補助金を活用した2026年度以降の取組方針について

1 経緯

- 2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は、外国人に対する日本語教育が適切に行われるよう、関係者相互の連携の強化その他必要な体制の整備に努めることが明記された。
- このため、2022年3月に「愛知県地域日本語教育に関する基本的な方針」を策定し、行政をはじめとした地域日本語教育に関わる様々な主体の役割を改めて整理し、概ね今後5年間の基本方針を定めた。
- 本方針に基づき、2020年度に、文化庁（2024年度から文部科学省所管）の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」補助金を活用して設置した「あいち地域日本語教育推進センター」における取組を総合的・体系的に推進することとし、「日本語教育の参照枠」（文化審議会国語分科会・令和3年10月）に基づく、「日本語運用能力A1、A2レベル相当（基礎段階の言語使用者）」までの学習環境の整備を行ってきた。



2 2026年度以降の取組方針

今後も引き続き、外国人県民の更なる増加・定住化が見込まれる中、新たに「日本語教育の参照枠」に基づく、「生活」に関する教育プログラムによる地域日本語教育の包括的な体制整備に集中的に取り組むことで、外国人県民が「自立した言語使用者（日本語運用能力レベルB1相当）」として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援の強化を図る。

(参考1) 文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」補助金の概要

1 目的

地方公共団体が関係機関等を有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

2 事業の構成

- (1) 総合調整会議の設置
- (2) コーディネーターの配置及び配置に向けた取組（総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーター等）
- (3) 地域日本語教育の実施
- (4) 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する教育プログラム（日本語運用能力レベルB1レベル相当）を提供する地域日本語教育の体制整備

3 補助率

2/3 （2（4）に取り組むことで3年間の時限措置として補助率1/2から引き上げ）

日本語運用能力レベルの概要

	レベル	言語能力記述文	到達するための学習時間の目安
言語自立した使用者	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。（略）	150～220時間
言語基礎段階の使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。（略）自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。	100～150時間
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合い、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	100～150時間

【愛知県の方針】

〔B1レベル〕

2028年度以降、B1レベルの学習機会が得られる環境整備に取りかけられるよう、2026～2028年度の3年間で日本語教育プログラムの開発・試行を行う。

〔A1・A2レベル〕

今後も引き続き、県として優先的に体制を整備

（参考 2）日本語運用能力 B 1 レベルについて

「日本語教育の参照枠」の日本語運用能力 B 1 レベルとは、日本語を使って以下のようなことができる（Can do）こととされている。

仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。

（参考 3） B1レベルまでの日本語教育プログラムの設計・体制整備について

「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会、令和 4 年 1 1 月）において、以下のように言及されている。

日本語教育の内容や方法については、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活Can do」に基づく日本語教育プログラムを「自立した言語使用者」である B 1 レベルまで設計し、効果的・効率的に日本語を学び続けられる環境整備を目指して体制を整備することが望ましい。

3 2026年度の取組（予定）

(1) あいち地域日本語教育プログラム開発検討会議の開催

- 内 容

現行の、日本語がほとんど分からない外国人がA 1、A 2レベルの日本語学習機会を得るための日本語教育プログラムを拡充するため、国が求めるB 1レベル相当までの教育プログラムについて、内容の検討を行う。

- 構成員：学識者、地域日本語教育関係者等

- 回 数：6回程度（予定）

(2) 日本語能力判定ツールの開発

- 内 容

ワーキンググループを設置し、日本語能力を判定するためのツールについて、調査・開発を行うほか、上記（1）の検討会議への報告等を行う。

- 構成員

調査WG：日本語教育研究者及び実践者等

開発WG：日本語教育研究者及び実践者等

- WG開催回数

各WG 10回程度（予定）

4 2027年度以降の取組方針（予定）

- 自立した言語使用者である B1レベル相当の学習環境を整備するための日本語教育プログラムの開発・編成を行う。（2027～2028年度）



- 開発・編成した日本語教育プログラム（2026年度に開発する日本語能力判定ツールを含む）を試行する。（～2028年度）



- 県内市町村が外国人住民に対する B 1 レベル相当の日本語学習機会の提供に取り組む際に、県が開発・編成した日本語教育プログラムを活用できる体制を整備する。（2029年度～）

議題② 愛知県地域日本語教育推進補助金の見直しの検討について

1 補助対象メニューの新設

市町村、市町国際交流協会に対する間接補助の対象メニューとして、「市町村地域日本語教育コーディネーターの配置」を新たに設ける。
(2027年度から補助対象メニューとして新設予定)

2 愛知県地域日本語教育補助金の適切な活用について

文科省及び県が目指す地域日本語教育の体制整備に向け、市町村等に間接補助の適切な活用を促す。